(3) 大規模小売店舗立地法の手続が必要な場合

① 大型店の新設(床面積変更、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途の変更により大型店となる場合も含む。)

	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
大型店の新設をしようとす るとき	法第5条第1項	0	0	0	0

② 届出事項の変更

以下は、

上段:大規模小売店舗立地法の届出(法第5条第1項、法附則第5条第1項)を行ったこと

がある大型店が届出事項を変更しようとするとき

下段:既存店(大規模小売店舗立地法の届出を行ったことがない大型店)が法第5条第1項

4~6号の事項を変更しようとするとき

〈大型店の名称の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
<i>234.</i> 4.本本工 4	法第6条第1項	×	×	0	×
名称を変更したとき 	_	_	_	_	_

〈大型店の所在地の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
番地変更等により所在地を	法第6条第1項	×	×	0	×
変更したとき	_	_	_	_	_

〈建物設置者の名称の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
建物の売買・譲渡等により所	法第11条第3項	×	×	×	×
有者を変更したとき	_				_
辛巳 t 亦雨 l t l t	法第6条第1項	×	× ×	0	×
商号を変更したとき	_				_
会社合併・分割により所有者	法第11条第3項	×	×	×	×
を変更したとき	_				_
相続等により所有者を変更	法第11条第3項	×	×	×	×
したとき	_				_
結婚等により所有者が姓を	法第6条第1項	×	×	0	×
変更したとき	_		_	_	_

〈建物設置者の所在地の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
所在地を変更したとき	法第6条第1項	×	×	0	×
が正地と変文したこと					_
会社合併・分割により所在地	法第11条第3項	×	×	×	×
を変更したとき					_
相続等による所有者の変更に	法第11条第3項	×	×	×	×
伴い所在地を変更したとき	_	_	_	_	_
建物の売買・譲渡等により所 有者が変更し、それに伴い所	法第11条第3項	×	×	×	×
在地を変更したとき	_	_	_	_	_

〈小売業者の名称・住所の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
テナント入れ替えにより小売	法第6条第1項	×	×	0	×
業者が変更になったとき	_	_	_	_	_
一時的に空き店舗になっていた大型店に、新たなテナント	法第6条第1項	×	×	0	×
が入居したとき(ただし、途中小売業以外のテナントが入 居していないことが条件)	_	_	_	_	_
小売業者の名称(商号等)を	法第6条第1項	×	×	0	×
変更したとき	さったとき	_	_		
小売業者の住所が変更になっ	法第6条第1項	×	×	0	×
たとき	よりが元 よってい テナント だし、途 ントが入 条件) 一	_	_		

〈建物設置者、小売業者の代 表者名の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
	法第6条第1項	×	×	0	×
代表者を変更したとき	_	_	_	_	_

〈大型店を新設する日の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
新設する日を繰り上げるとき	法第6条第2項	0	0%	0	0
(ただし、市が「意見なし」 とした場合を除きます)				_	

[※] 市が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈店舗面積の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
大型店の店舗面積の増加分が、届出済面積の 0.1 倍、若しくは 1,000 ㎡を超えるとき(ただし、既存店については、	法第6条第2項	0	O% 2	0	0
店舗面積の増加分が届出済み 面積の0.1倍、若しくは1,000 ㎡以下の場合でも届出が必要 です)	法附則第5条第1項	0	O% 2	0	0
店舗面積の減少であって、減	_	_	_	_	_
少後の大型店の店舗面積が 1,000 ㎡超となるとき	法附則第5条第1項	O ※ 1	O ※ 2	0	0
店舗面積の減少であって、減	法第6条第5項	×	×	×	×
少後の大型店の店舗面積が 1,000 ㎡以下となるとき	法第6条第5項	×	×	×	×

- ※1 市が認めれば、ただちに実施できます。
- ※2 市が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈付属施設の位置の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
現在の駐車場と離れた場所に	法第6条第2項	O ※ 2	O ※ 3	0	0
駐車場を設置するとき※1	法附則第5条第1項	O ※ 2	O ※ 3	0	0
現在の駐輪場と離れた場所に	法第6条第2項	O ※ 2	O ※ 3	0	0
駐輪場を設置するとき	法附則第5条第1項	O ※ 2	O ※ 3	0	0
現在の荷さばき施設と全く異なる場所に荷さばき施設を設	法第6条第2項	O ※ 2	O ※ 3	0	0
置するとき	法附則第5条第1項	O ※ 2	O ※ 3	0	0
現在の廃棄物等保管施設と全	法第6条第2項	O ※ 2	O ※ 3	0	0
く異なる場所に廃棄物等保管 施設を設置するとき	法附則第5条第1項	O ※ 2	O ※ 3	0	0

- ※1 現在の駐車場を、そのまま立体化する場合や拡張する場合は除きます。
- ※2 市が認めれば、ただちに実施できます。
- ※3 市が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈駐輪場、駐車場の収容台数の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
収容台数を減少させるとき	法第6条第2項	0	0%	0	0
(借り上げ駐車場等の解約による減少も含みます。)	法附則第5条第1項	0	0%	0	0
飲食店等の併設施設と、小売店舗が駐車(輪)場を共用しており、施設全体の駐車(輪)場の	法第6条第2項	0	0%	0	0
収容台数を変更せずに、それらの併設施設を増設するとき(小売店舗来客者のための駐車(輪)場収容台数が減少する場合が該当します。)	法附則第5条第1項	0	0*	0	0
加索 ム 粉 ナ 4 労 加 ナ 共 フ し キ	_	_	_	_	_
収容台数を増加させるとき	法附則第5条第1項	0	0%	0	0

[※] 市が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈荷さばき施設の面積の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
工味 たけいとはてした	法第6条第2項	0	0%	0	0
面積を減少させるとき 	法附則第5条第1項	0	0%	0	0
	_	_	_	_	_
面積を増加させるとき	法附則第5条第1項	0	0%	0	0

[※] 市が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈廃棄物等保管施設の容量の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
容量を減少させるとき	法第6条第2項	0	0*	0	0
	法附則第5条第1項	0	0%	0	0
容量を増加させるとき	_	_	_	_	_
	法附則第5条第1項	0	0%	0	0

[※] 市が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈開閉店時刻の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
開店時刻を繰り上げるとき (既存店については繰り下げる場合も必要です)	法第6条第2項	×	0%	0	0
	法附則第5条第1項	×	0%	0	0
閉店時刻を繰り下げるとき (既存店については繰り上げる場合も必要です)	法第6条第2項	×	0%	0	0
	法附則第5条第1項	×	0%	0	0

[※] 市が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈来店者が駐車場を利用する ことのできる時間帯の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
利用可能な時間帯を変更するとき(店舗への来客者の利用可	法第6条第2項	×	0%	0	0
能な時間帯が変更となる場合に限ります。)	法附則第5条第1項	×	0%	0	0

※ 市が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈駐車場出入口の数の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
数を変更するとき	法第6条第2項	×	0%	0	0
	法附則第5条第1項	×	0%	0	0

※ 市が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈駐車場出入口の位置の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
位置を変更するとき	法第6条第2項	×	0%	0	0
	法附則第5条第1項	×	0%	0	0

※ 市が認める場合は掲示による説明会が可能です。

〈荷さばき可能時間帯の変更〉	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
時間帯を変更するとき	法第6条第2項	×	0%	0	0
	法附則第5条第1項	×	0%	0	0

[※] 市が認める場合は掲示による説明会が可能です。

③ 大型店の廃止

	届出	8月制限	説明会	地元意見	市の意見
大型店を廃止するとき(1,0	法第6条第5項	×	×	×	×
00㎡以下にするときを含みます)	法第6条第5項	×	×	×	×